

奈良教育大学に入学予定の皆様

「こども性暴力防止法」が
令和8年（2026年）12月25日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が令和8年（2026年）12月25日に施行されます。これにより、こどもに対して教育を行う事業者である学校等は、こどもに対する性暴力を防ぐための取組を求められます。

本学においては、多くの学生が学校や保育所などで実習を行うことから、実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があることを踏まえ、学校や保育所などに求められる取組や実習生に関する留意点等について、下記のとおりお知らせします。

【学校や保育所などに求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の学校や保育所などが行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習を行うことはできなくなります。
- 実習を行うことができない場合、教員免許状および、当該実習を行うことが必要となる資格等の取得ができなくなります。
- 実習を行うことができない場合、卒業（修了）要件を満たすことができず、卒業（修了）ができない可能性があります。

【入学に際してのお願い】

本学では適切な時期に同法に基づく実習生に関する留意点への同意書を、実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出を求めます。

上記の内容を十分にご理解いただいたうえで、ご対応をお願いします。

【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

● こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

なお、制度一般に関する質問についてはこども家庭庁にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

入試に関すること 入試課 TEL：0742-27-9126

教育実習に関すること 教務課 TEL：0742-27-9125